

令和6年11月（第11回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（13名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	9番	宮本 一義
10番	富永 芳弘	11番	下山 和之
12番	吉村 武幸	13番	吉田 一浩
14番	松本 三千輝（会長）		

4. 欠席委員（1名）

8番 守江 勉

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第6 議案第2号 農地の転用のための許可申請について

日程第7 議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について

日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について

日程第9 令和6年 第12回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩本 武継	農地係長	澤田 洋子
主査	井 敦子	主査	堀田章一郎

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和6年第11回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、8番守江勉委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

3番坂上孝司委員、11番下山和之委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届の部について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

10月31日に石川推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・芋堀取機・小型耕運機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷・水稻・露地野菜・栗で、申請地には甘藷を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数7年、年間300日、妻が経験年数7年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、37, 193m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

ここは遊休農地でしたが、今は綺麗になっております。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。

10月31日に石川推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・軽トラック・動ふん機を所有しており問題ありません。主に生産される作物は麦・大豆で、申請地には麦・大豆を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数47年、年間250日、妻が経験年数40年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、26, 451m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々申請地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、北野洋一委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきまして、10番富永芳弘委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

調査報告いたします。

11月4日に舛田推進委員と共に、現地調査及び代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、

トラクター・草刈機・消毒器を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は米、栗で、申請地には栗を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数15年、年間220日、妻が経験年数10年、年間60日、長男が経験年数10年となっております。

取得後の農地の面積については、18,007.29m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号3番につきまして、富永芳弘委員より補足説明いただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

土地所有者の転用の部 番号1番につきましては、8番守江勉委員に調査をいただいております。本日は欠席のため、3番坂上孝司委員に補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

11月6日に三井推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請地には、既に農業用施設が3棟建設されており、昭和38年頃から農業用施設として利用されてきました。

今回の申請は、農地法の追認を求めるものです。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、転用目的が農業用施設に該当することから転用の見込みはあると思われます。

次に一般基準について申し上げます。

申請地には既に農業用施設が建設されており、今回の申請によって工事を行うことはありません。これまで通り農業用倉庫として利用するそうです。よって資力については問題ありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

なお、申請に際して始末書が提出されております。今後は法令を遵守することです。

以上です。委員の皆様のご審議宜しくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第3号を説明》

(議長)
只今、議案第3号につきましてご説明いたしました。
転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、2番農政憲委員に
調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(2番委員)
1 1月5日に牧村推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
申請者は、土木業を営む法人の代表者で、この案件は自宅兼事務所の隣接地
に重機用の駐車場を整備するものでございます。
転用許可基準について申し上げます。
まず立地基準についてです。
申請地は、農地の広がりが10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内
に位置する第1種農地ですが、申請者の業務上必要な施設で、集落に接続して
いますので転用の見込みはあると思います。
事前に宅地や雑種地の候補地も検討されており、土地の代替性についても問
題はないと思われます。
続きまして、一般基準について申し上げます。
資力、信用については、特に問題ありません。
許可後は速やかに工事に着工し、今年中には完了する計画です。
転用規模については、コンマ1バックホーと2tトラック1台を停めるため
の必要最低限な規模であると思います。
申請地の周囲には農地がないため農業への影響はありません。
以上で報告を終わります。
委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)
只今、番号1番につきまして、農政憲委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

番号2番につきましては、7番西村誠志委員に調査をしていただいております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

10月1日に田上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

信用については、現場は譲渡人が堂園小森線の拡幅工事のために資材置場として貸されていた経緯があり、碎石が敷かれた状況となっています。今後は法令を遵守する内容の始末書が出ております。

転用者の資力は問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号2番について、西村誠志委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号7番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号7番についてご審議をお願いいたします。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和6年第12回委員会の日時について申し上げます。

次回は12月10日火曜日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月11日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員